

8 環境基準など

8-1 大気汚染に係る環境基準

(昭和48年5月8日 環境庁告示第25号)

(改正 昭和48環告35・昭和53環告38・昭和56環告47・平成8環告73・平成8環告74)

物質	二酸化硫黄	一酸化炭素	浮遊粒子状物質	二酸化窒素	光化学オキシダント
環境上の条件	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	1時間値が0.06ppm以下であること。
測定方法	溶液導電率法	非分散型赤外分析計を用いる方法	濾過捕集による重量濃度測定方法又はこの方法によって測定された重量濃度と直線的な関係を有する量が得られる光散乱法、圧電天びん法、ペータ線吸収法	ザルツマン試薬を用いる吸光光度法又はオゾンを用いる化学発光法	中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光光度法又は電量法
評価方法	年間にわたる1日平均値である測定値につき、測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した値が0.04ppm以下であること。ただし、1日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続しないこと。	年間にわたる1日平均値である測定値につき、測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した値が10ppm以下であること。ただし、1日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続しないこと。	年間にわたる1日平均値である測定値につき、測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した値が0.10mg/m ³ 以下であること。ただし、1日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日が2日以上連続しないこと。	年間ににおける1日平均値のうち、低い方から98%に相当する値が、0.06ppm以下であること。	年間を通じて、1時間値が0.06ppm以下であること。ただし、5時から20時の昼間時間帯について評価すること。

8-2 有害大気汚染に係る環境基準

(平成9年2月4日 環境庁告示第4号)

(改正 平成13年4月20日 環境省告示第30号)

物質	ベンゼン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン
環境上の条件	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。
測定方法	キャニスター若しくは捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有すると認められる方法	キャニスター若しくは捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有すると認められる方法	キャニスター若しくは捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有すると認められる方法	キャニスター若しくは捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有すると認められる方法
評価方法	年平均値と認められる値との比較によって評価を行う。	年平均値と認められる値との比較によって評価を行う。	年平均値と認められる値との比較によって評価を行う。	年平均値と認められる値との比較によって評価を行う。

8-3 水質汚濁に係る環境基準

(1) 生活環境の保全に関する環境基準(河川)

類型	利用目的の適応性	基 準 値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 自然環境保全 A類型以下	6.5 以上 8.5 以下	1 mg/l 以下	25 mg/l 以下	7.5 mg/l 以上	50MPN/100ml以下
A	水道2級 水産1級・水浴 B類型以下	6.5 以上 8.5 以下	2 mg/l 以下	25 mg/l 以下	7.5 mg/l 以上	1,000MPN/100ml以下
B	水道3級 水産2級 C類型以下	6.5 以上 8.5 以下	3 mg/l 以下	25 mg/l 以下	5 mg/l 以上	5,000MPN/100ml以下
C	水道3級 工業用水1級 D類型以下	6.5 以上 8.5 以下	5 mg/l 以下	50 mg/l 以下	5 mg/l 以上	—
D	工業用水2級 農業用水 E類型以下	6.5 以上 8.5 以下	8 mg/l 以下	100 mg/l 以下	2 mg/l 以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.5 以上 8.5 以下	10 mg/l 以下	ごみ等の浮遊が 認められないこと	2 mg/l 以上	—

備考 1 基準値は、日間平均値とする。(湖沼・海域もこれに準ずる。)

2 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素5mg/l以上とする。(湖沼もこれに準ずる。)

- (注) 1. 自然環境保全 : 自然探勝等の環境保全
 2. 水道1級 : ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 水道2級 : 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 水道3級 : 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 3. 水産1級 : ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
 水産2級 : サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物並びに水産3級の水産生物用
 水産3級 : コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
 4. 工業用水1級 : 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 工業用水2級 : 薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
 工業用水3級 : 特殊の浄水操作を行うもの
 5. 環境保全 : 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない程度

類型	水生生物の生息状況の適応性	基 準 値
		全 亜 鉛
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/l 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/l 以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/l 以下
生物特B	生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/l 以下

備考 1 基準値は、年間平均値とする。(湖沼、海域もこれに準ずる。)

(2) 人の健康の保護に関する環境基準

(昭和46年12月28日 環境庁告示 第59号)

(改正 昭和49環告63・昭和50環告3・昭和57環告41 環告140・昭和60環告29・昭和61環告1)

(平成3環告78・平成5環告16 環告65・平成7環告17・平成10環告15・平成11環告14)

項目	基準値(mg/ℓ)
カドミウム	0.01
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01
六価クロム	0.05
砒素	0.01
総水銀	0.0005
アルキル水銀	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02
四塩化炭素	0.002
1,2-ジクロロエタン	0.004
1,1-ジクロロエチレン	0.02
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04
1,1,1-トリクロロエタン	1
1,1,2-トリクロロエタン	0.006
トリクロロエチレン	0.03
テトラクロロエチレン	0.01
1,3-ジクロロプロペン(D-D)	0.002
チウラム	0.006
シマジン	0.003
チオベンカルブ	0.02
ベンゼン	0.01
セレン	0.01
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10
ふつ素	0.8
ほう素	1

備考 1基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値は最高値とする。

2「検出されないこと」とは、定量限界を下回ることをいう。

3硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと、亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。

8-4 水質汚濁に係る要監視項目及び指針値

(1) 人の健康の保護に関する要監視項目及び指針値(公共用水域)

項目	指針値(mg／ℓ)
クロロホルム	0.06
トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04
1,2-ジクロロプロパン	0.06
p-ジクロロベンゼン	0.2
イソキサチオン	0.008
ダイアジノン	0.005
フェニトロチオン(MEP)	0.003
イソプロチオラン	0.04
オキシン銅(有機銅)	0.04
クロロタロニル(TPN)	0.05
プロピザミド	0.008
EPN	0.006
ジクロルボス(DDVP)	0.008
フェノブカルブ(BPMC)	0.03
イプロベンホス(IPB)	0.008
クロルニトロフェン	—
トルエン	0.6
キシレン	0.4
フタル酸ジエチルヘキシル	0.06
ニッケル	—
モリブデン	0.07
アンチモン	0.02
塩化ビニルモノマー	0.002
エピクロロヒドリン	0.0004
1,4-ジオキサン	0.05
全マンガン	0.2
ウラン	0.002

(2) 水生生物の保全に係る要監視項目及び指針値(河川)

項目	類型	指針値(mg／ℓ)
クロロホルム	生物A	0.7
	生物特A	0.006
	生物B	3
	生物特B	3
フェノール	生物A	0.05
	生物特A	0.01
	生物B	0.08
	生物特B	0.01
ホルムアルデヒド	生物A	1
	生物特A	1
	生物B	1
	生物特B	1

8-5 特定事業場の排水基準（※排水基準を定める総理府令による）

(1) 有害物質

(昭和46年6月21日 総理府令 第35号)

項目	基準値(mg/ℓ)	備考
カドミウム及びその化合物	0.1	
シアン化合物	1	
有機燐化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る)	1	
鉛及びその化合物	0.1	
六価クロム化合物	0.5	
砒素及びその化合物	0.1	
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005	
アルキル水銀化合物	検出されないこと	
ポリ塩化ビフェニル	0.003	
ジクロロメタン	0.2	
四塩化炭素	0.02	
1,2-ジクロロエタン	0.04	
1,1-ジクロロエチレン	0.2	
シス-1,2,-ジクロロエチレン	0.4	
1,1,1-トリクロロエタン	3	
1,1,2-トリクロロエタン	0.06	
トリクロロエチレン	0.3	
テトラクロロエチレン	0.1	
1,3-ジクロロプロペン	0.02	
チウラム	0.06	
シマジン	0.03	
チオベンカルブ	0.2	
ベンゼン	0.1	
セレン及びその化合物	0.1	
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	(注) 100	
ほう素及びその化合物	(海域以外) 10 (海域) 230	
ふつ素及びその化合物	(海域以外) 8 (海域) 15	
塩化ビニルモノマー	0.002	
エピクロロヒドリン	0.0004	
1, 4-ジオキサン	0.05	
全マンガン	0.2	
ウラン	0.002	

(注)アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量

(2) 一般項目

項目	許容限度(mg/ℓ)	備考
水素イオン濃度(PH)	5.8以上～8.6以下	1 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
生物化学的酸素要求量 (BOD)	160(日間平均120)	2 この表に掲げる排水基準は、1日当たり平均的な排出水の量が50m ³ 以上である工場又は事業場に係る排出水について適用する。
化学的酸素要求量(COD)	160(日間平均120)	
浮遊物質量(SS)	200(日間平均150)	3 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業(硫黄と共に存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。)に属する工場又は事業場に係る排出水については適用しない。
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類)	5	
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類)	30	
フェノール類含有量	5	4 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排出水については、当分の間、適用しない。
銅含有量	3	
亜鉛含有量	5	
溶解性鉄含有量	10	
溶解性マンガン含有量	10	5 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排出水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排出水に限って適用する。
クロム含有量	2	
大腸菌群数	日間平均3,000個/cm ³	
窒素含有量	120(日間平均60)	6 硝素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼及びこれに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。
燐含有量	16(日間平均8)	
		7 燐含有量についての排水基準は、燐が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらす恐れがある湖沼として環境大臣が定める湖沼及びこれに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。

8-6 岡崎市公害防止条例に基づく規制事項

(昭和49年10月25日 規則 第47号)

有害物質の種類	許容限度(mg/ℓ)	
カドミウム及びその化合物	0.05	
シアン化合物	0.5	
有機リン化合物	0.5	
鉛及びその化合物	0.05	
六価クロム化合物	0.2	
砒素及びその化合物	0.05	
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.0005	
ポリ塩化ビフェニル	0.0015	
ジクロロメタン	0.1	
四塩化炭素	0.01	
1,2-ジクロロエタン	0.02	
1,1-ジクロロエチレン	0.1	
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.2	
1,1,1-トリクロロエタン	1.5	
1,1,2-トリクロロエタン	0.03	
トリクロロエチレン	0.15	
テトラクロロエチレン	0.05	
1,3-ジクロロプロペン	0.01	
チウラム	0.03	
シマジン	0.015	
チオベンカルブ	0.1	
ベンゼン	0.05	
セレン及びその化合物	0.05	
ふつ素及びその化合物	1	
生活環境項目	許容限度(mg/ℓ)	
水素イオン濃度(PH)	6.5～8.5	
生物化学的酸素要求量(BOD)	25(日間平均20)	
化学的酸素要求量(COD)	25(日間平均20)	
浮遊物質量(SS)	30(日間平均20)	
ノルマルヘキサン抽出物質	鉱油類含有量	2
	動植物油脂類含有量	10
フェノール類含有量	0.5	
銅含有量	1	
亜鉛含有量	3	
溶解性鉄含有量	5	
溶解性マンガン含有量	3	
クロム含有量	1	
大腸菌群数	500個/cm ³	
透視度	20度	
備考	すべての特定事業場及び51人槽以上のし尿浄化槽に適用される。	

8-7 ゴルフ場使用農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指針及び目標値(45項目)

(環境庁水質保全局長通知 H2.5環水土77)
(改正 H3.7環水土109・H4.12環水土187・H9.4環水土100・H13.12環水土234)

農 薬 名		暫定指導指針値 (mg/ℓ)	目標値 (mg/ℓ)
殺虫剤	アセフェート	0.8	0.4
	イソキサチオン	0.08	0.04
	イソフェンホス	0.01	0.005
	エトフェンプロックス	0.8	0.4
	クロルピリホス	0.04	0.02
	ダイアジノン	0.05	0.025
	チオジカルブ	0.8	0.4
	トリクロルホン(DEP)	0.3	0.15
	ピリダフェンチオン	0.02	0.01
殺菌剤	フェニトロチオン(MEP)	0.03	0.015
	アゾキシストロビン	5	2.5
	イソプロチオラン	0.4	0.2
	イブロジオン	3	1.5
	イミノクタジン酢酸塩	0.06(イミノクタジンとして)	0.03
	エトリジアゾール(エクロメゾール)	0.04	0.02
	オキシン銅(有機銅)	0.4	0.2
	キャプタン	3	1.5
	クロロタロニル(TPN)	0.4	0.2
	クロロネブ	0.5	0.25
	チウラム	0.06	0.03
	トルクロホスメチル	0.8	0.4
	フルトラニル	2	1
	プロピコナゾール	0.5	0.25
	ベンシクロン	0.4	0.2
除草剤	ホセチル	23	10
	ポリカーバメート	0.3	0.15
	メタラキシル	0.5	0.25
	メプロニル	1	0.5
	アシュラム	2	1
	ジチオビル	0.08	0.04
	シデュロン	3	1.5
	シマジン(CAT)	0.03	0.015
	テルブカルブ(MBPMC)	0.2	0.1
	トリクロビル	0.06	0.03
	ナプロバミド	0.3	0.15
	ハロスルフロンメチル	0.3	0.15
	ピリブチカルブ	0.2	0.1
	ブタミホス	0.04	0.02
	フラザスルフロン	0.3	0.15
	プロピザミド	0.08	0.04
除草剤	ベンスリド(SAP)	1	0.5
	ベンディメタリン	0.5	0.25
	ベンフルラリン(ベスロジン)	0.8	0.4
	メコプロップ(MCPP)	0.05	0.025
	メチルダイムロン	0.3	0.15

8-8 土壤汚染に係る環境基準

(平成3年8月23日 環境庁告示第46号)
(改正 平成5環告19・平成6環告5 環告25・平成7環告19・平成10環告21・平成13環告16)

項目	環境上の条件	項目	環境上の条件
カドミウム	検液1㍑につき0.01mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき1mg未満であること。	シス-1,2-ジクロロエチレン	検液1㍑につき0.04mg以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。	1,1,1-トリクロロエタン	検液1㍑につき1mg以下であること。
有機リン	検液中に検出されないこと。	1,1,2-トリクロロエタン	検液1㍑につき0.006mg以下であること。
鉛	検液1㍑につき0.01mg以下であること。	トリクロロエチレン	検液1㍑につき0.03mg以下であること。
六価クロム	検液1㍑につき0.05mg以下であること。	テトラクロロエチレン	検液1㍑につき0.01mg以下であること。
砒素	検液1㍑につき0.01mg以下であり、かつ、農用地(田に限る。)においては、米1kgにつき15mg未満であること。	1,3-ジクロロプロペン	検液1㍑につき0.002mg以下であること。
総水銀	検液1㍑につき0.0005mg以下であること。	チウラム	検液1㍑につき0.006mg以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	シマジン	検液1㍑につき0.003mg以下であること。
ポリ塩化ビフェニル	検液中に検出されないこと。	チオベンカルブ	検液1㍑につき0.02mg以下であること。
銅	農用地(田に限る。)において、土壤1kgにつき125mg未満であること。	ベンゼン	検液1㍑につき0.01mg以下であること。
ジクロロメタン	検液1㍑につき0.02mg以下であること。	セレン	検液1㍑につき0.01mg以下であること。
四塩化炭素	検液1㍑につき0.002mg以下であること。	ふつ素	検液1㍑につき0.8mg以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液1㍑につき0.004mg以下であること。	ほう素	検液1㍑につき1mg以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液1㍑につき0.02mg以下であること。		

備考 1カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふつ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあっては、汚染土壤が地下水水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水1㍑につき0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg及び1mgを超えていない場合には、それぞれ検液1㍑につき0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg及び3mgとする。

2「検液中に検出されないこと」とは、定量限界を下回ることをいう。

3有機リンとは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。

8-9 ダイオキシン類に係る基準

(1) ダイオキシン類対策特別措置法に基づく環境基準

(平成11年12月27日 環境庁告示第68号)
(改正 平成14年7月22日 環境省告示第46号)

媒 体	基 準 値
大 気	0.6 pg-TEQ/m ³ 以下
水質(水底の底質を除く)	1 pg-TEQ/l以下
水 底 の 底 質	150 pg-TEQ/g以下
土 壤	1,000 pg-TEQ/g以下

備考

①基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾーパラジオキシンの毒性に換算した値とする。

②大気及び水質の基準値は、年間平均値とする。

③土壤にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壤中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g以上の場合には、必要な調査を実施することとする。

(2) ダイオキシン類対策特別措置法に基づく排出基準(排出ガス)

番号	施設名	新設施設(ng-TEQ/m ³ N)	既設施設(ng-TEQ/m ³ N)
1	焼結鉱製造用焼結炉	0.1	1
2	製鋼用電気炉	0.5	5
3	亜鉛回収施設	1	10
4	アルミニウム合金製造施設	1	5
5	焼却能力 4t/h以上	0.1	1
	同 2t/h以上4t/h未満	1	5
	同 200kg/h以上2t/h未満	5	10
	同 200kg/h未満		

注1 法の施行の際、大気汚染防止法において新設施設の指定物質抑制基準が適用されている施設について、平成13年1月15日からは新設の排出基準が適用される。

注2 既設施設とは、平成12年1月14日以前に既に設置された又は工事に着手されていた施設をいう。

(3) ダイオキシン類対策特別措置法に基づく排出基準(排出水)

番号	施設名	基準(pg-TEQ/ℓ)
1	硫酸塩パルプ等製造用の塩素又は塩素化合物による漂白施設	10
2	カーバイト法アセチレン製造用のアセチレン洗浄施設	
3	硫酸カリウム製造用の廃ガス洗浄施設	
4	アルミナ繊維製造用の廃ガス洗浄施設	
5	塩化ビニルモナー製造用の二塩化エチレン洗浄施設	
6	カブロラクタム製造用の硫酸濃縮施設、シクロヘキサン分離施設、廃ガス洗浄施設	
7	クロロベンゼン等製造用の水洗施設、廃ガス洗浄施設	
8	4-クロロフタル酸水素ナトリウム製造用のろ過施設、乾燥施設、廃ガス洗浄施設	
9	2・3-ジクロロ-1・4-ナフトキノン製造用のろ過施設、廃ガス洗浄施設	
10	ジオキサジンバイオレット製造用のニトロ化誘導体分離施設及び還元誘導体分離施設、ニトロ化誘導体洗浄施設及び還元誘導体洗浄施設、ジオキサジンバイオレット洗浄施設、熱風乾燥施設	
11	アルミニウム合金製造用施設の廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設	
12	亜鉛回収用の精製施設、廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設	
13	廃棄物焼却炉の廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設並びに灰の貯留施設であつて汚水等を排出するもの	
14	廃PCB等の分解施設、洗浄施設	
15	下水道終末処理施設	
16	第1号から14号までの施設を設置する工場・事業場から排出される水の処理施設	

(4) ダイオキシン類対策特別措置法に基づく処理基準(ばいじん・燃え殻)

廃棄物の種類	新設施設の処理基準(ng-TEQ/g)	既設施設の処理基準(ng-TEQ/g)
ばいじん・燃え殻	3	3 (注5)

注1 ばいじんとは、焼却炉の集じん装置により集められたダストをいう。

注2 燃え殻とは、焼却物中の灰分など、焼却炉の炉底等から排出される残さ物をいう。

注3 処理基準とは、埋立処分等を行う際に適用される基準をいう。(含有量)

ばいじん、燃え殻の埋立処分等を行う場合には、この基準以下となるように処理しなければならない。

注4 新設施設とは、平成12年1月15日以降に新たに設置(着工)された施設をいう。

既設施設とは、平成12年1月14日以前に既に設置され又は工事に着手していた施設をいう。

注5 既設施設のばいじん、燃え殻については、平成14年12月1日以降においても、次のいずれかの方法で処分した場合、処理基準は適用されない。

① 重金属が溶出しないようセメント固化した場合

② 重金属が溶出しないよう薬剤処理した場合

③ 酸抽出し、当該抽出液を重金属が溶出しないよう処理した等の場合

(5) ダイオキシン類に関する最終処分場の維持管理基準

- ① 最終処分場の周縁の地下水の水質検査を1年に1回以上実施し、その結果、水質の悪化が認められた場合には必要な措置を講ずること。
- ② 浸出水処理設備の維持管理は、放流水の水質が10 pg-TEQ/ℓに適合するよう維持管理するとともに、放流水についてダイオキシン類に係る水質検査を1年に1回以上実施すること。

8-10 騒音に係る環境基準

(昭和50年4月 愛知県告示第334号)

類型	該 当 地 域	基 準 値							
		一般地域		道路に面する地域					
		昼間	夜間	地域区分	昼間	夜間			
A	第1種低層住居専用地域	55 dB 以下	45 dB 以下	2車線以上 の車線を有 する道路に 面する地域	60 dB 以下	55 dB 以下			
	第2種低層住居専用地域			2車線以上 の車線を有 する道路に 面する地域	65 dB 以下	60 dB 以下			
	第1種中高層住居専用地域			2車線以上 の車線を有 する道路に 面する地域					
	第2種中高層住居専用地域			2車線以上 の車線を有 する道路に 面する地域					
B	第1種住居地域			車線を有す る道路に面 する地域	65 dB 以下	60 dB 以下			
	第2種住居地域			車線を有す る道路に面 する地域					
	準住居地域			車線を有す る道路に面 する地域					
	都市計画区域で用途地域の定めら れていない地域			車線を有す る道路に面 する地域					
C	近隣商業地域	60 dB 以下	50 dB 以下	車線を有す る道路に面 する地域	65 dB 以下	60 dB 以下			
	商業地域			車線を有す る道路に面 する地域					
	準工業地域			車線を有す る道路に面 する地域					
	工業地域			車線を有す る道路に面 する地域					
AA	—	昼 間		夜 間					
		50 dB以下		40 dB以下					
備考	1 本環境基準は、航空機騒音、鉄道騒音及び建設作業騒音には適用しない。 2 AAをあてはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を 要する地域とする。 3 Aをあてはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。 4 Bをあてはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。 5 Cをあてはめる地域は、相当数の住居と併せて、商業、工業等の用に供される地域とする。 6 車線とは、1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の 車道部分をいう。 7 基準値の欄における時間の区分については、本県の場合、昼間が「午前6時から午後10時まで」、 夜間が「午後10時から午前6時まで」と定められている。								

「幹線交通を担う道路に近接する空間」については、上表にかかわらず、次の表による。

区分	昼 間	夜 間
	70 dB以下	65 dB以下
備考	個別の住居等において騒音の影響をうけやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認 められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間45dB以下、夜間40dB以下)によることがで きる。	

8-11 騒音規制法に基づく要請限度

(平成15年3月 岡崎市告示 第75号)

区域の区分		時間の区分	
		昼間	夜間
		午前6時から 午後10時まで	午後10時から 翌午前6時まで
1	a区域及びb区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65 dB	55 dB
2	a区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 dB	65 dB
3	b区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 dB	70 dB

備考 a区域、b区域、c区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域をいう。

1 a区域：専ら住居の用に供される区域
第1種低層住居専用地域・第2種低層住居専用地域・第1種中高層住居専用地域・第2種中高層住居専用地域

2 b区域：主として住居の用に供される区域
第1種住居地域・第2種住居地域・準住居地域・都市計画区域で用途地域のさだめられていない地域

3 c区域：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される区域
近隣商業地域・商業地域・準工業地域・工業地域

「幹線交通を担う道路に近接する区域」については、上表にかかわらず、次の表による。

昼間	夜間
75 dB	70 dB

8-12 振動規制法に基づく要請限度

(平成15年3月 岡崎市告示 第76号)

区域の区分		昼間	夜間
		午前7時から 午後8時まで	午後8時から 翌午前7時まで
第1種区域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域	65 dB	60 dB
第2種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、 都市計画区域で用途地域のさだめられていない地域	70 dB	65 dB

8-13 新幹線鉄道騒音に係る環境基準

(昭和52年4月 愛知県告示484号)

地域の類型	I	II
基 準 値	70 dB以下	75 dB以下
当 該 地 域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域・第2種住居地域 準住居地域 都市計画区域で用途地域のさだめられていない地域	近隣商業地域 商業地域、 準工業地域 工業地域
備 考	① 本環境基準は午前6時から午後12時までの間の新幹線鉄道騒音に適用する。 ② Iをあてはめる地域は主として住居の用に供される地域とし、IIをあてはめる地域は商工業の用に供される地域等 I 以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域とする。	
東海道新幹線の線路の中心線から左右両側にそれぞれ400mまでの地域(鉄けた橋りょう及び坂の坂トンネルは除く。)ただし、東海道新幹線敷地、河川敷及び工業専用地域を除く。		

8-14 新幹線鉄道振動指針値

(昭和51. 3. 12 環大特32)

全区域	70 dB
-----	-------

8-15 特定施設又は発生施設を設置する工場・事業場に係る規制基準

(騒音:平成15年3月 岡崎市告示 第75号)
(振動:平成15年3月 岡崎市告示 第76号)

区分	騒音(dB)			振動(dB)	
	昼間	朝・夕	夜間	昼間	夜間
	午前8時～午後7時	午前6時～午前8時 午後7時～午後10時	午後10時～翌午前6時	午前7時～午後8時	午後8時～翌午前7時
第1種低層住居専用地域・第2種低層住宅専用地域・第1種中高層住居専用地域・第2種中高層専用地域	45	40	40	60	55
第1種住居地域・第2種住居地域・準住居地域	50	45	40	65	55
近隣商業地域・商業地域・準工業地域	65	60	50	65	60
都市計画区域で用途地域の定められていない地域	60	55	50	65	60
工業地域	70	65	60	70	65
工業専用地域	75	75	70	75	70

(注) 1 規制基準は、敷地境界での値である。

- 2 騒音規制法は、第1種低層住居専用地域・第2種低層住居専用地域・第1種中高層住居専用地域・第2種中高層住居専用地域を第1種区域、第1種住居地域・第2種住居地域・準住居地域を第2種区域、近隣商業地域・商業地域・準工業地域・都市計画用途地域の定められていない地域を第3種区域、工業地域を第4種区域としている。
- 3 振動規制法は、第1種低層住居専用地域・第2種低層住居専用地域・第1種中高層住居専用地域・第2種中高層住居専用地域・第1種住居地域・第2種住居地域・準住居地域を第1種区域、近隣商業地域・商業地域・準工業地域・都市計画用途地域の定められていない地域・工業地域を第2種区域としている。
- 4 騒音関係では、近隣商業地域・商業地域・準工業地域・工業地域・工業専用地域・都市計画用途地域の定められていない地域内、振動関係では、工業地域・工業専用地域内の学校、保育所、病院・診療所(患者の入院施設を有するもの)、図書館、特別養護老人ホームの敷地の周囲50mの範囲内の基準は、表の値から5dB減じた値とする。
- 5 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域に接する工場地域及び工業専用地域の境界線から内側50mの範囲内の規制基準は、表の値から5dB減じた値とする。
- 6 騒音特定・発生施設又は振動特定・発生施設を設置する工場等、相当程度の騒音又は振動を発生する施設を設置する工場等、騒音の規制を受ける作業を行う事業場、飲食店営業等の騒音の規制を受ける事業場に適用される基準値を示す。(ただし飲食店営業等については夜間のみ適用される。)

8-16 特定建設作業に係る規制基準

(騒音:平成15年3月 岡崎市告示 第75号)
(振動:平成15年3月 岡崎市告示 第76号)

	騒音関係	騒音規制法	条例	振動関係	振動規制法	条例
特定建設作業	くい打機等を使用する作業	①	①	くい打機等を使用する作業	①	①
	びょう打機を使用する作業	②	②	鋼球を使用して建築物等を破壊する作業	②	②
	さく岩機を使用する作業	③	③	舗装版破碎機を使用する作業	③	③
	空気圧縮機を使用する作業	④	④	ブレーカーを使用する作業	④	④
	コンクリートプラント等を設けて行う作業	⑤	⑤			
	バックホウ(原動機の定格出力80kw以上)を使用する作業	⑥				
	トラクターショベル(原動機の定格出力70kw以上)を使用する作業	⑦				
	ブルドーザー(原動機の定格出力40kw以上)を使用する作業	⑧				
	鉄筋コンクリート造り等の建造物を解体・破壊する作業		⑥			
	コンクリートミキサーを用いる作業		⑦			
	コンクリートカッターを使用する作業		⑧			
	ブルドーザー等を用いる作業		⑨			
	ロードーローラー等を用いる作業		⑩			

- (注)1 騒音規制法の種類の番号⑥、⑦及び⑧については、当該作業に使用する機械が、一定限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものである場合は、規制対象から除外する。
- 2 くい打機には、ディーゼルハンマ・エアハンマ・スチームハンマ・ドロップハンマ・バイブロハンマ等があり、人力により錘を持ち上げ、自然落下によるもんけんは除外される。
- また圧入式とは、油圧やウォータージェット等により、くいを加圧して行うものである。
- 3 びょう打機は、リバッティングハンマによるリベット打ちを対象とする。
- ただし、インパクトレンチ等は、対象外である。
- 4 さく岩機には、ドリフタ・レッグドリル・ストッパー・ジャックハンマ・ハンドハンマ・シンカー・コンクリートブレーカー・コールピックハンマ等がある。

規制の種別	地域の区分	騒音	振動
基準値	①②③	85 dB	75 dB
作業時間	①	午後7時～午前7時の時間内でないこと	
	②	午後10時～午前6時の時間内でないこと	
*1日当たりの作業時間	①	10時間を超えないこと	
	②	14時間を超えないこと	
作業期間	①②③	連続6日を超えないこと	
作業日	①②③	日曜日その他の休日でないこと	

- (注)1 基準値は、騒音特定建設作業及び振動特定建設作業の場所の敷地の境界線での値
- 2 基準値を超えている場合、騒音及び敷地の防止の改善のみならず、1日の作業時間を*欄に定める時間未満4時間以上の間において短縮させることを勧告・命令することができる。
- 3 ①地域:ア 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、都市計画区域で用途地域の定めのない地域及び都市計画区域以外の地域
イ 工業地域及び工業専用地域のうち、学校・保育園・病院・診療所・図書館・特別養護老人ホームの敷地の周囲80mの区域
- ②地域:工業地域(①地域のイの区域を除く)
- ③地域:工業専用地域(①地域のイの区域を除く)

8-17 拡声機騒音の規制

● 拡声機騒音(航空機からのものを除く)の規制(条例第48条第1・3項)

学校等の施設の敷地周囲50mでは、商業宣伝を目的としての拡声機の使用は禁止。

ただし、拡声機を屋内において使用する場合(屋内から屋外へ向けて使用する場合を除く。)であつて周辺の生活環境をそこなうおそれのないときは除く。

商業宣伝及びその他の目的で拡声機を使用する場合は、音量の基準、使用方法を遵守しなければならない。

ただし、次の①から③の場合は除く

①災害時の広報、その他公共のための使用

②選挙運動のための使用

③祭礼、盆踊り、運動会等の行事に伴う使用、政治団体による政見発表、労働争議、集団威嚇運動等のための使用及び集団の誘導のための使用等の商業宣伝以外の目的のための一時使用

時間の区分	9時～19時 (日・祭日は9時30分)	左記以外	使用方法
第1種低層住居専用地域			
第1種中高層住居専用地域	50 dB		
第2種低層住居専用地域			
第2種中高層住居専用地域			
第1種住居地域			
第2種住居地域	55 dB		
準住居地域			
近隣商業地域			
商業地域・準工業地域	70 dB		
工業地域	75 dB		
市街化調整区域	65 dB		

(注) 1 学校とは、学校、保育所、病院・診療所(患者の入院施設を有するもの)、図書館及び特別養護老人ホームをいう。

2 商業宣伝には、営業内容の放送に限らず音楽等により営業の場所を明らかにする等結果的に客を誘引する放送等も含まれる。

● 航空機から拡声機騒音の規制(条例第48条第2項)

何人も、航空機から機外に向けて、商業宣伝を目的としての拡声機の使用をしてはならない。

ただし、航空機の使用時間、音量等について規則で定める事項を遵守して使用する場合はこの限りでない。

規制対象	商業宣伝を目的とするものに限る
使用禁止時間	17時～翌日の9時(日・祭日は9時30分)
音量基準	原則として地上で1旋回平均 65 dB
飛行高度	約 400m
使用方法	<ul style="list-style-type: none"> ・同一地域の上空では2旋回まで ・他地域への移行時は20秒以上停止 ・1回使用ごとに5秒以上休止 ・下記の施設の上空では使用禁止 (地上で60dB以下の場合は除く。) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 20px;"> 学校、保育所、病院・診療所 (患者の入院施設を有するもの) 、図書館、特別養護老人ホーム </div>

8-18 深夜営業騒音の規制

● 騒音の規制基準の遵守(条例第49条)

午後10時から翌日の午前6時までの間、営業所の敷地境界において次に掲げる規制基準を超える騒音を発生させてはならない。

対象業種	○飲食店 ○喫茶店 ○ガソリンスタンド ○液化石油ガススタンド ○ボーリング場 ○バッティングセンター ○ゴルフ練習場 ○遊泳場 ○アイススケート場 ○テニス場 ○カラオケボックス
規制基準	8-15 特定施設又は発生施設を設置する工場・事業場に係る規制基準参照(夜間のみ適用)

● 音響機器の使用制限(条例第50条)

深夜における騒音の防止を図る必要がある区域において、午後11時から翌日の午前6時までの間、次に掲げるとおり音響機器を使用してはならない。

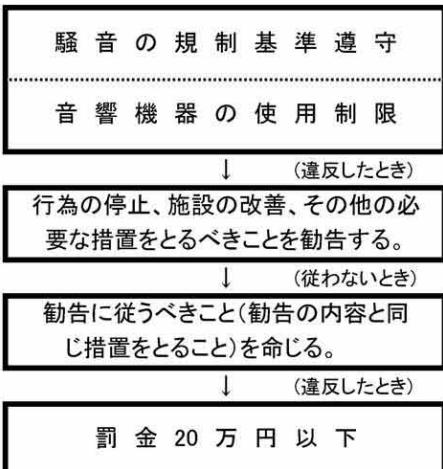
● 利用者の義務(条例第51条)

飲食店営業等の利用者は、その利用に伴い、発生する騒音により、周辺の生活環境を損なうような行為をしてはならない。

対象業種	飲食店・喫茶店
区域区分	第1種低層住居専用地域・第2種低層住居専用地域・第1種中高層住居専用地域・第2種中高層住居専用地域・第1種住居地域・第2種住居地域・準住居地域
音響機器	・カラオケ装置(伴奏音楽等を収録した磁気テープ等を再生し、これに合わせてマイクロホンを使って歌唱できるように構成された装置) ・音響再生装置(録音テープ、録音盤等の再生に係る機器等) ・楽器・拡声装置 ・有線ラジオ放送受信装置
使用禁止時間	午後11時～翌日午前6時

なお、営業所内の音響機器から発する音が外部に漏れない場合、この制限を受けない。

● 罰則など(条例第100条第1項・第2項、第112条第3項)



8-19 作業騒音・振動の規制

● 騒音・振動の規制基準の遵守(条例第52条)

対象業種	○板金、製かん ○鉄骨・橋梁の組立(建設の現場作業を除く。) ○金属材料の引抜き ○鍛造 ○電気・ガス溶接、金属切断 ○電動・空気動力工具を使用する金属研磨、切削、びょう打ち ○音響発生機器(楽器を含む。)の組立て、試験、調整 ○内燃機関の試験、調整 ○工業用ミシンの使用 ○木材切削等の加工 ○重量物(原木、原紙、鉄材等)の積込み、積卸し ○貨物の搬入、搬出 ○建設用重機械の使用(建設の現場作業を除く。)
規制基準	8-15 特定施設又は発生施設を設置する工場・事業場に係る規制基準参照

8-20 悪臭物質の規制基準

(1) 敷地境界線における悪臭物質の規制基準

(平成15年3月 岡崎市告示第77号)

悪臭物質	主な発生源	規制基準(ppm)			臭いの種類
		1種地域	2種地域	3種地域	
アンモニア	畜産農業・鶏ふん乾燥場他	1	2	5	し尿のような刺激臭
メチルメルカプタン	クラフトパルプ製造業・化製場他	0.002	0.004	0.01	腐った玉ねぎ臭
硫化水素	畜産農業・でん粉製造業他	0.02	0.06	0.2	腐った卵臭
硫化メチル	魚腸骨処理場・化製場他	0.01	0.05	0.2	腐ったキャベツ臭
二硫化メチル	"	0.009	0.03	0.1	"
トリメチルアミン	畜産農業・化製場他	0.005	0.02	0.07	腐った魚臭
アセトアルデヒド	酢酸製造工場他	0.05	0.1	0.5	青ぐさい刺激臭
プロピオンアルデヒド	"	0.05	0.1	0.5	甘酸っぱい焦げた刺激臭
ノルマルブチルアルデヒド	"	0.009	0.03	0.08	"
イソブチルアルデヒド	"	0.02	0.07	0.2	"
ノルマルバレルアルデヒド	"	0.009	0.02	0.05	むせるような甘酸っぱい焦げた臭い
イソバレルアルデヒド	"	0.003	0.006	0.01	"
イソブタノール	塗装工場他	0.9	4	20	刺激的な発酵臭
酢酸エチル	"	3	7	20	シンナーのような刺激臭
メチルイソブチルケトン	"	1	3	6	"
トルエン	塗装工場・印刷工場他	10	30	60	ガソリン臭
スチレン	スチレン製造工場他	0.4	0.8	2	都市ガス臭
キシレン	"	1	2	5	ガソリン臭
プロピオン酸	染色工場・畜産事業場他	0.03	0.07	0.2	すっぱいような刺激臭
ノルマル酪酸	畜産事業場・化製場他	0.001	0.002	0.006	汗くさいにおい
ノルマル吉草酸	"	0.0009	0.002	0.004	むれたくつ下のにおい
イソ吉草酸	"	0.001	0.004	0.01	"

※地域の区分

1種地域:赤の地域

(第1種低層住居専用地域・第2種低層住居専用地域・第1種中高層住居専用地域・第2種中高層住居専用地域・第1種住居地域・第2種住居地域・準住居地域・近隣商業地域・商業地域・準工業地域)

2種地域:黄の地域(工業地域)

3種地域:緑の地域(工業専用地域・市街化調整区域)

(2) 排出口における悪臭物質の規制基準

悪臭物質	主な発生源	規制基準(ppm)	臭いの種類
アンモニア	畜産農業・鶏ふん乾燥場他	※左欄に掲げる特定悪臭物質の種類ごとに、「(1)」の表の規制地域の区分に従い、それぞれの欄に掲げる規制基準を基礎として、悪臭防止法施行規則(昭和47年総理府令第39号)第3条に定める方法により算出した値	し尿のような刺激臭
硫化水素	畜産農業・でん粉製造業他		腐った卵臭
トリメチルアミン	畜産農業・化製場他		腐った魚臭
プロピオンアルデヒド	酢酸製造工場他		甘酸っぱい焦げた刺激臭
ノルマルブチルアルデヒド	"		"
イソブチルアルデヒド	"		"
ノルマルバレルアルデヒド	"		むせるような甘酸っぱい焦げた臭い
イソバレルアルデヒド	"		"
イソブタノール	塗装工場他		刺激的な発酵臭
酢酸エチル	"		シンナーのような刺激臭
メチルイソブチルケトン	"		"
トルエン	塗装工場・印刷工場他		ガソリン臭
キシレン	スチレン製造工場他		"

※次の式により流量を算出する方法とする。

$$q = 0.108 \times He^2 \cdot Cm$$

q: 流量(単位 温度零度、圧力1気圧の状態に換算した立方メートル毎時)

He: 補正された排出口の高さ(単位 メートル)

Cm: 敷地境界における規制基準として定められた値(単位 百万分率)

補正された排出口の高さが5メートル未満となる場合については、この式は、適用しないものとする。

排出口の高さの補正は、次の算式により行うものとする。

$$He = Ho + 0.65(Hm + Ht)$$

$$Hm = 0.795 \sqrt{Q \cdot V} / (1 + 2.58/V)$$

$$Ht = 2.01 \times 10^{-3} \cdot Q \cdot (T - 288) \cdot (2.30 \log J + 1/J - 1)$$

$$J = 1 / \sqrt{Q \cdot V} \{ 1460 - 296 \times V / (T - 288) \} + 1$$

He: 補正された排出口の高さ(単位 メートル)

Ho: 排出口の実高さ(単位 メートル)

Q = 温度15度における排出ガスの流量(単位 立法メートル毎秒)

V = 排出ガスの排出速度(単位 メートル毎秒)

T = 排出ガスの温度(単位 絶対温度)

(3) 排出水中における悪臭物質の規制基準

悪臭物質	主な発生源	規制基準(ppm)	臭いの種類
メチルメルカプタン	クラフトパルプ製造業・化製場他	※左欄に掲げる特定悪臭物質の種類ごとに、「(1)」の表の規制地域の区分に従い、それぞれの欄に掲げる規制基準を基礎として、悪臭防止法施行規則第4条に定める方法により算出した値	腐った玉ねぎ臭
硫化水素	畜産農業・でん粉製造業他		腐った卵臭
硫化メチル	魚腸骨処理場・化製場他		腐ったキャベツ臭
二硫化メチル	〃		〃

※次の式により排出水中の濃度を算出する方法とする。

$$CL_m = k \times C_m$$

CL_m: 排出中の濃度(単位 1リットルにつきミリグラム)

k: 別表に掲げる特定悪臭物質の種類及び同表の当該事業場から敷地外に排出される排出水の量ごとに同表に掲げる値
(単位 1リットルにつきミリグラム)

C_m: 敷地境界における規制基準として定められた値(単位 百万分率)

別 表

悪臭物質	排出される排出水の量	値
メチルメルカプタン	0.001立方メートル毎秒以下	16
	0.001立方メートル毎秒を超える、0.1立方メートル毎秒以下	3.4
	0.1立方メートル毎秒を超える	0.71
硫化水素	0.001立方メートル毎秒以下	5.6
	0.001立方メートル毎秒を超える、0.1立方メートル毎秒以下	1.2
	0.1立方メートル毎秒を超える	0.26
硫化メチル	0.001立方メートル毎秒以下	32
	0.001立方メートル毎秒を超える、0.1立方メートル毎秒以下	6.9
	0.1立方メートル毎秒を超える	1.4
二硫化メチル	0.001立方メートル毎秒以下	63
	0.001立方メートル毎秒を超える、0.1立方メートル毎秒以下	14
	0.1立方メートル毎秒を超える	2.9